

社会福祉法人鏡野町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成17年3月4日

規程第3号

平成28年12月21日

規程第9号

平成31年 3月 7日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鏡野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員
- (2) 本会が規定する委員会及び部会の委員
- (3) その他会長が費用弁償の必要を認めた者

(報酬及び費用弁償の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に費用弁償を支給する。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会
- (2) 本会が規定する委員会及び部会
- (3) 会務のため会長の要請を受けて出席する会議

(報酬及び費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は次のとおりとし、本会旅費支給規程により支給する。

- (1) 会議に出席する場合（1日） 6,800円
- (2) 会議に出席する場合（半日） 3,400円

2 前項の1日とは、4時間以上とし、半日とは、4時間未満とする。

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第5条 報酬及び費用弁償は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる

2 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程によりがたいときは、会長が別に定めるところによる。

2 この規程の変更を必要とする場合は、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し平成17年3月1日から適用する。

この規程は、定款の岡山県知事認可日(平成29年1月13日)から施行する。

この規程は、公布の日から施行し平成31年4月1日から適用する。